

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
自転車駐車場管理業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部駅前自転車駐車場内の自転車整理及び清掃業務
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日～平成30年3月31日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであつて、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
総務企画部企画政策課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
夜間電話受付業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部市役所庁舎内における夜間電話受付
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日～平成30年3月31日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
総務企画部総務課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
用務員、メール便配送業務
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部市役所周辺の環境整備及びごみ庫・コピー室等の整理整頓  
庁舎間メール便配送
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日～平成30年3月31日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山県内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
総務企画部総務課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
宇奈月市民サービスセンター用務員派遣委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
ごみの分別及び管理、庁舎周辺清掃、草刈、花壇の管理、庁舎雑務
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、見積額の制限の範囲内であるか確認を行い、契約をする。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
総務企画部市民サービス課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
宇奈月市民サービスセンター清掃員派遣委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
清掃業務（床面、窓拭き、トイレ、階段清掃）
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであり、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、見積額の制限の範囲内であるか確認を行い、契約をする。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
総務企画部市民サービス課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
黒部市常設資源回収所（浦山リサイクル広場）管理業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部市常設資源回収所（浦山リサイクル広場）の開閉及び清掃管理業務
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日～平成30年3月31日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであつて、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
市民生活部市民環境課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
黒部市納骨堂周辺枯木伐採処理業務
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
納骨堂周辺の枯木の伐採
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月3日から平成29年4月30日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月3日
- (2) 提出先  
市民生活部福祉課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
公共トイレの清掃業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
生地・石田地内 3カ所の清掃作業及び消耗品・材料
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設等であって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
産業経済部商工観光課



## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

三日市用水除塵機ゴミ処理業務委託

#### (2) 役務の内容

三日市用水除塵機の清掃（原則として週5回実施する）

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

産業経済部農林整備課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀 内 康 男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

やまびこ遊歩道草刈・清掃業務委託

#### (2) 役務の内容

やまびこ遊歩道（黒部峡谷鉄道宇奈月駅付近の遊歩道入口から市道うなづき湖線に接続する部分）の草刈を9回・清掃を32回実施する。

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月20日から平成29年11月30日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

産業経済部農林整備課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年5月11日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

牧野水路草刈業務委託

#### (2) 役務の内容

牧野水路周辺の草刈

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年6月1日から平成29年9月30日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年5月11日

#### (2) 提出先

産業経済部農林整備課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

三日市用水除塵機ゴミ処理業務委託

#### (2) 役務の内容

三日市用水除塵機の清掃（原則として週5回実施する）

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

産業経済部農林整備課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月7日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

黒部川・高橋川・仁助川・黒瀬川・吉田川・大谷ダム・布施川ダム周辺維持管理  
業務委託

#### (2) 役務の内容又は調達物品の規格等

河川やダム周辺の草刈、樹木の剪定、芝生管理、薬剤管理、清掃

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月から平成30年3月24日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月14日

#### (2) 提出先

都市建設部建設課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
宇奈月温泉地区公衆トイレ管理業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部市宇奈月温泉地内の3箇所のトイレ清掃等
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設等であって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
都市建設部都市計画課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
上水道の水質毎日検査業務
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
水質検査
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
都市建設部上下水道工務課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
富山地方鉄道浦山駅に隣接するトイレの清掃（月に8回）
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
教育委員会事務局学校教育課



## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

地区公民館清掃業務委託

#### (2) 役務の内容

下記の1 1 地区公民館の清掃（公民館施設内の清掃、屋外の清掃等）

石田公民館、田家公民館、三日市公民館、前沢公民館、荻生公民館、若栗公民館、宇奈月公民館、内山公民館、愛本公民館、下立公民館、浦山公民館

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

教育委員会事務局生涯学習課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

地区公民館清掃業務委託

#### (2) 役務の内容

下記地区公民館の清掃（公民館施設内の清掃、屋外の清掃等）

音沢公民館

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設であって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

教育委員会事務局生涯学習課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

地区公民館清掃業務委託

#### (2) 役務の内容

下記地区公民館の清掃（公民館施設内の清掃、屋外の清掃等）

村椿公民館

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設であって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成29年4月1日

#### (2) 提出先

教育委員会事務局生涯学習課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、特定非営利活動法人教育研究所から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成 18 年黒部市規則第 35 号）第 45 条第 1 項第 2 号の規定により公表する。

平成 29 年 4 月 1 日

黒部市長 堀 内 康 男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
図書館内清掃業務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
図書館内の清掃
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 提出先  
教育委員会事務局 図書館

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
労働者派遣
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
屋外清掃及び環境整備作業
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年4月1日～平成30年3月31日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであつて、黒部市内に事業所が所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年4月1日
- (2) 提出先  
黒部市民病院管財課